

民家防音工事を希望される皆様へ

民家防音工事費用補助のお知らせ

福岡空港周辺の騒音指定区域内で、航空機騒音の影響を緩和するために国の定める基準に基づいて防音工事を行う場合に、告示区域毎に一定の補助制度を受けることができます。

なお、本助成事業は当該年度予算の範囲内で行いますので申し込まれても予算を超える場合は受付ができない場合があります。

【1】防音工事の対象となる住宅

1. イ. 昭和 49 年 8 月 31 日告示による 1, 2, 3 種区域内に、その当時から現存する住宅。
ロ. 昭和 52 年 4 月 2 日告示による 1, 2, 3 種区域内に、その当時から現存する住宅。
ハ. 昭和 54 年 7 月 10 日告示による 1, 2, 3 種区域内に、その当時から現存する住宅。
ニ. 昭和 57 年 3 月 30 日告示による 1 種区域内に、その当時から現存する住宅。
ホ. 前記イ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する住宅であって、昭和 57 年 3 月 30 日当時から現存する住宅。
2. イ. 申し込みの時に住居として使用されていること。
ロ. 前記 1. の住宅に居住していて、防音工事を実施せずに同一場所に建て替えた場合は、告示日以前から引き続き居住する等一定の要件を満たせば、防音工事の対象となります。

【2】工事費の助成の方法

1. 国が定めた標準工法により行う防音工事の費用を、国、県及び市・町の補助金によって助成します。
2. 工事の費用は申請者からの委任を受けて設計監理業者及び施工業者に当機構が直接支払います。
3. 補助金交付申請など助成制度上の必要な手続きを、申込者から委任を受けて機構が一般競争入札で決定した業者がお手伝いします。

【3】防音工事のあらまし

防音工事とは、住宅の全部又は一部の室における航空機の騒音の軽減及び室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事です。所在する区域及び建築時期により防音工事の内容が違います。

1. 工事の種類

イ. 未実施住宅防音工事

【1】. 1. イ～ニ に該当する住宅に関する防音工事。

ロ. 告示日後住宅防音工事

【1】. 1. ホ に該当する住宅に関する防音工事。

2. 工法の種類

イ. A工法

2, 3種区域内に所在する住宅に実施する工事方法。

ロ. B工法

【1】. 1. イ～ハ、ホ に該当する住宅のうち、1種区域内に所在する住宅に実施する工事方法。

ハ. C工法

【1】. 1. ニ に該当する住宅に実施する工事方法。

3. 工事対象室

工事対象室数は申請に係る住宅に居住する家族人数に応じ、下記に掲げる室数以内とします。

居 住 人 数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室	3室	4室	5室

イ. 工事は5室を限度とします。

ロ. 室数算定に当たり、和室では3畳、洋室では5㎡程度の附室が隣接しており、附室との合計面積が20㎡未満になる場合は、原則として主室と合わせ1室とします。

ハ. 調理室を併用した居室は1室とします。

二. 専用調理室、区画された玄関、廊下、浴室等は原則として防音工事の対象となりません。

4. 工法の概要

イ. A・B工法

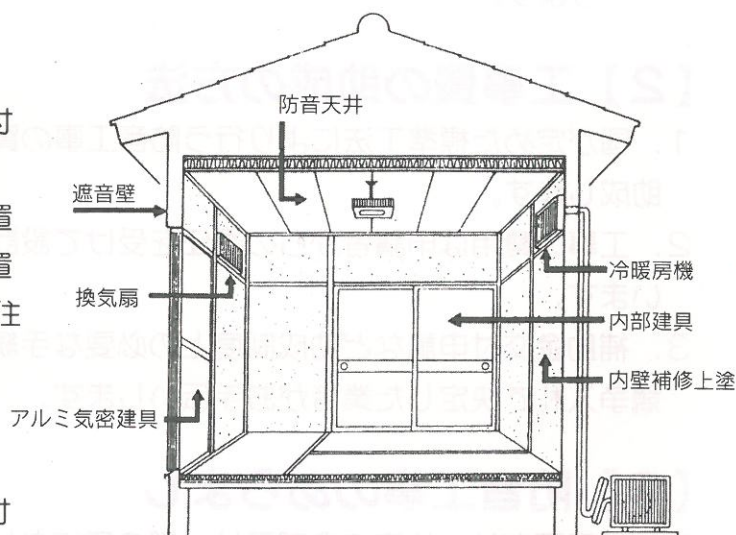
天	井	防音天井へ改造
壁		遮音壁へ改造
外部開口部		金属製防音建具の取付
内部開口部		木製防音建具の取付
換気設備		有効な換気装置の設置
冷暖房設備		空冷式エアコンの設置

(各室に1台設置、4台を上限に居住人数の範囲内)

ロ. C工法

外部開口部	金属製防音建具の取付
換気設備	有効な換気装置の設置
冷暖房設備	空冷式エアコンの設置

(各室に1台設置、2台を上限に居住人数の範囲内)



注・A工法は天井、壁において、B工法より遮音性能の優れた材料を使用します。

・上記は木造住宅の場合で、RC造の場合は、原則として天井、壁の工事は行いません。

・申請住宅の防音性能が一定の基準を満足する場合は、上記工事の一部を省略することがあります。但し、申請者の意向で上記工事の一部を省略することはできません。

【4】助成対象のエアコン

エアコンの区分や容量は、申込者から委任を受けて機構が一般競争入札で決定した設計監理業者が調査に伺った際に説明いたします。

なお、補助対象となるエアコンは、次表のとおり建物の構造・部屋の面積により機器能力毎に区分されています。

エアコン 区 分	機器能力		部屋の広さの目安		適用限界空調面積	
	冷房	暖房		木造／RC造	木造	RC造
HC-1	2.2kW	2.2kW	6.0畳	4.5/8.0畳程度まで	9.00㎡	13.27㎡
HC-2	2.5kW	2.5kW	8.0畳	6.0/9.5畳程度まで	11.68㎡	16.26㎡
HC-3	2.8kW	3.2kW	10.0畳	8.0/11.5畳程度まで	14.49㎡	19.21㎡
HC-4	3.6kW	4.2kW	12.0畳	10.0/13.5畳程度まで	17.68㎡	23.15㎡

【5】申込者負担額

未実施住宅防音工事においては、基本的に申込者の負担額はありません。告示日後住宅防音工事において、下記のとおり申込者の一部負担金が発生します。ただし、空気調和機器の工事以外で、国が別途定める金額を超過した金額及び標準工事以外の工事に相当する金額は、未実施、告示日後共に全て申込者負担となります。

○告示日後住宅防音工事における空気調和機器に対する住民負担額（標準工事の場合）

・エアコン設置工事（基準額以下の場合）

住民基本負担額＝（告示日後工事費のうちエアコン設備に係る工事費）×30％

・換気設備工事（基準額以下の場合）

住民基本負担額＝（告示日後工事費のうち換気設備に係る工事費）×50％

※基準額については、別紙「補助金額のご案内」に記載しておりますのでご参照下さい。

※エアコン・換気装置とも、住宅の状況及び申込者の希望により基準額を超える場合は、基準額を超えた額は住民基本負担額に加算されます（申込者の負担となります）。

※負担金の補助制度

生活保護世帯・中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯及び世帯全員の市県民税額が一定基準以下である世帯の方は、負担金の補助制度を受けることができますので、申込先の市・町窓口でご確認ください。

※上記の外、住宅の状況により一部負担金が生じることがあります。

【6】工事スケジュール

回	申込締切日	調査設計期間	工事実施期間
第1回	5月18日	6月上旬～7月上旬	9月上旬～10月中旬
第2回	7月6日	7月下旬～8月下旬	10月下旬～12月下旬
第3回	8月31日	9月下旬～10月下旬	1月上旬～2月中旬

※このスケジュールは予定であり、入札等の状況により遅れる場合がありますのでご了承下さい。

【7】防音工事の申し込み方法

申込は、住居所在地の下記窓口、及び、空港周辺整備機構で受け付けます。

市・町の受付窓口	電話	市・町の受付窓口	電話
福岡市役所 空港対策課	711-4832	太宰府市役所 環境課	921-2121
大野城市役所 環境課	580-1887	粕屋町役場 環境生活課	938-2311
春日市役所 環境課	584-1111	志免町役場 生活環境課	935-1001

福岡市では、上記の他に東区役所市民相談室・博多区役所市民相談室でも資料を配付しております。

【申込書類】①住宅騒音防止工事助成申込書 ②世帯員全員の住民票 ③対象住宅の登記簿謄本
④住宅騒音防止工事助成申込に係る確約書

※設計監理業者及び工事施工業者は「一般競争入札」により決定しますので、申し込みの際に「設計監理業者及び工事施工業者の決定」について空港周辺整備機構に委任していただく必要があります。

※エアコン等空調機器のメーカーについては、工事施工業者が取扱い可能なメーカーとなりますので、申込者がメーカーを指定することはできません。

※事業を途中で中止した場合、自己負担が生じる場合がありますのでご注意ください。

※申込書は窓口に用意しております。

【8】その他注意事項

1. 工事対象室に既存の冷暖房機器が設置されており、当該機器が別に定める設計基準を満足する場合は、それを再利用することができます。その場合、必要な移設工事等を行う場合もあります。
2. 本事業により防音工事を実施した住宅の所有者が、騒音防止法による移転補償を受け同住宅を区域外に移転又は除去するときは、防音工事に要した費用の一部を返却していただくことがあります。
3. 防音工事完了後の維持管理は、申込者又は居住者において行ってください。
4. 空調機器（エアコン、換気扇）について、設置後10年以上経過し機器に不具合がある場合には、本事業同様の補助を受けて更新工事を行うことができます。（詳しくは「空気調和機器更新工事費用助成のお知らせ」をご覧ください。）

【問い合わせ先】

（独）空港周辺整備機構 福岡空港事業本部 事業第一課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-17-5（ARKビル9階）

☎092-472-4594 Fax 092-472-4597

（平成24年4月作成）